

審 査 基 準

平成29年3月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第63条第7項
処 分 の 概 要：故障車両の整備確認
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）、車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め：道路運送車両の保安基準
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：即日
申 請 先：警察署の交通担当課・警部交番・交番（駐在所） 交通機動隊 高速道路交通警察隊 北九州市警察部交通課 車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
問 い 合 わ せ 先：警察署の交通担当課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 北九州市警察部交通課 警察本部交通指導課取締指導第一係（092-641-4141 内5133） 車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
備 考：